

欧州諸国からのヒアリング結果等

平成22年7月23日

環 境 省

国内排出量取引制度に関する欧州諸国からの情報収集について

- EU-ETSの評価については、欧州委員会のプレスリリースのほか、マサチューセッツ工科大学、英国気候変動委員会、Ecofys、世界銀行といった様々な機関が、分析結果を公表している。(p. 9～p. 16参照)
- 環境省では、そうした公表文献の調査に加え、これまで欧州委員会及びEU-ETSに参加している欧州各国等の政策担当者から、メール・電話・直接訪問・セミナーへの招聘等、様々な機会を活用して、継続的、積極的に現地の実情に関する情報を収集し、意見交換を行っている。(p. 17～p. 18参照)
- このたび、英国政府の主催で、ロンドンで「炭素市場政策対話」(Carbon Market Dialogue)が開催され、ICAP(国際炭素行動パートナーシップ)参加国を中心に各国の政府関係者が集まったことから、その機会も捉えて面会、電話会議等を行い、EU-ETSの評価と実情等に関するヒアリングを行った。p. 2以下は、その結果を取りまとめたものである。

問1：国内排出量取引制度が実質的な温室効果ガスの削減を達成する効果についてどう評価するか。国内排出量取引制度は、今のところ、電力部門の燃料転換以外に効果が出ていないという見解についてどう考えるか。



- エラーマン教授らの研究成果は、EU-ETSの第1フェーズにおいて、電力部門が燃料転換で削減しただけではなく、産業部門も安い削減オプションを発見して削減したことを示した。また、Point Carbon社の調査によれば、年を追う毎に、炭素価格を意思決定の際に考慮する企業数は非常に増加している。フェリックス・マテスらの研究により、EU-ETSがなければ起こらなかった燃料転換があったことも示唆されている。排出量には大きな影響を与えているので、国内排出量取引制度は重要である。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- ETSの特質は設定したキャップを確実に達成すること。第1フェーズは結果としてキャップが成り行きシナリオより高く設定されたが、その場合でも削減効果があったことが示されている。(英国エネルギー・気候変動省(DECC) デイビット・キンダー氏)
- ETSの効果を経済成長、気象条件、再生エネルギー政策等の効果から切り離すことは難しいが、ドイツ国内でも、ETSセクターでは他のセクターより高い削減率を達成しているなどのデータがある。燃料転換は大きな投資を伴わないため、こうした対策が最初にとられるのは当然である。(ドイツ環境・自然・核安全省 デイルク・バインライヒ氏)

問2: 国内排出量取引制度においては、炭素価格が不安定なので、長期的な投資に十分に影響を与えていないという見解についてどう考えるか。



- 第1フェーズの価格が不安定だったのはシステムの問題であって、我々はそれを修正した。今や価格変動は経済情勢を反映したものになっており、経済の停滞や最近の不況を反映しつつある。しかし、それは一時的な影響であって、本当に重要なのは長期的な価格シグナルである。幾つかの電力会社は、炭素価格が高くなることに関心がある。何故なら、それが幾つかの技術をサポートするからだ。対象となっている企業にとって重要なのは、長期的なキャップが設定されることによって生じる長期的な価格への期待であって、そのようにして短期的な価格変動を平準化しようとしている。もし、価格変動を減らそうとして価格介入を行えば、ETSの効率性を幾分損なうことになる。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- 排出枠価格は石炭・石油・ガス市場等に比べればより安定している。長期的な投資に影響するのは、短期的な不安定性ではなく、長期的な目標設定の不確実性である。中長期のキャップを設定することが重要である。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- ETSは、その枠組みが堅固で安定的なものであれば、長期的な投資を促進する効果がある。しかし、長期的な投資の促進には他の補助的な政策も必要である。(ドイツ環境・自然・核安全省 デイルク・バインライヒ氏)

問3: 気候変動緩和のためのポリシーミックスにおける国内排出量取引制度のポジションはどうなっているか。炭素税、エネルギー効率基準、研究開発支援等の施策に加えて国内排出量取引制度が必要なのは何故か。規制対象部門の側に、負担の重複が起こらないか。



- 二重規制を避けるべきという点は同意する。この問題は、異なる部門又は異なる目標に対して何が正しい政策かということではないか。幾つかの部門には、ETSは、炭素に価格を付け、企業に柔軟性を与え、排出削減を一定のレベルまで保証するので、より良いオプションであると考えている。ここで重要なのは、政策目的がETSとは一致しないものがあるということだ。研究開発を支援したいならば、特定の技術支援策を行うだろう。エネルギー効率の改善は可能なのに起こらないのは、単に価格だけの問題ではないからであり、他の障壁があるからだ。そうした障壁には、よりターゲットを絞った形で施策を打たなければならない。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- 英国は、マーシャルレビューやスターンレビューにおいて、ポリシーミックスの重要性が指摘されており、炭素への価格付けを中心的な政策手法としている。中でもETSは、国の排出量の50%を占める大規模排出源対策の中心的手法である。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- ETSは費用効果的な排出削減のための中心的手法である。ETSでカバーされていない分野における削減のため、また市場の不完全性を補うため、追加的な政策も併せて必要である。例えば、早期の投資を促すため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度等も正当化される。なお、ドイツのエネルギー税は、電力はプロセス排出は免除されており、ETSとの重複は少ない。(ドイツ環境・自然・核安全省 デイルク・バインライヒ氏)

問4: 総量排出枠を課すことは、低炭素社会の構築に必要な産業(例えば、省エネ製品の製造)の成長を妨げるという見解について、どう考えるか。



- 我々は、総量キャップが産業部門の成長を阻害するものとは考えていない。特に、我々は、総量キャップは産業界に対して、発展の将来の方向性に関する正しいシグナルを送るために必要であると考えている。もしそれをしなければ、企業は大きな気候変動問題の現実に備えようとしなくなるだろう。価格シグナルは、総量キャップの方が、原単位キャップよりも明確に与えることができる。人々は、排出量キャップについて明確な道筋を知りたいと思っている。企業のイノベーションを正しい方向に押し進めるためには、総量キャップにすることが合理的であると思う。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- 絶対量の排出枠は、経済成長と両立する。低炭素社会への移行を目指す中で、炭素集約的な産業の無制限な成長を許容する余裕はないが、低炭素セクターは今後の成長産業である。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- 我々は、そのような見解は支持しない。CO2排出削減に役立つ「準備段階」の技術は数多くある。それらを実際に導入させることによって、低炭素社会への移行のために必要な成長を牽引すべきである。また、我々は、総量キャップを課さないならば、将来の成長の重要な要素であるグリーン技術の研究開発のために必要なインセンティブの形成が阻害されると確信している。(ドイツ環境・自然・核安全省 デルク・バインライヒ氏)

問5: 国内排出量取引制度が炭素リーケージや国際競争力に与える影響をどのように評価するか。



- 今のところ、炭素リーケージに関する量的証拠は存在しない。だから、今のところ、これまで我々が実施してきた水準のETSでは、問題になっていないと言える。そうは言っても、我々のETSは、さらに意欲的なものになっていく。2020年までに2005年比21%減を目指しているところだ。だからこそ、もし競争相手が同じような努力をしないならば、何らかの影響があるのではないかと懸念されている。そこで我々は、無償割当を通じた移行支援措置を講じることとした。この手法はキャップに影響しないので、我々は、これが当該リスクを解決する良策であると思っている。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- 最近の欧州委員会のコミュニケーションでは、炭素リーケージへの量的な影響、国際競争力の直接影響は見られないとされている。これは、現行の国際競争力配慮措置が十分であることを示しており、今後とも注意していく必要がある。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- 第1フェーズ及び第2フェーズでは、ドイツの産業界の国際競争力には大した影響はなかった。第3フェーズでも、意欲的なベンチマークに基づく無償割当によって、殆どの産業部門は利益を得られるだろうが、実態に即した評価が必要である。ただ、2013年以降に排出枠の大部分をオークションしたとしても、欧州から生産シフトを起こすのは非常に僅かな部門に限られるとするÖko-Instituteらの研究や、産業界は無償割当された排出枠の価値の相当部分を価格に転嫁しているというCE Delftの研究もある。(ドイツ環境・自然・核安全省 デイルク・バインライヒ氏)

問6: 国内排出量取引制度を通じて、銀行とブローカーが、産業界のビジネス機会を犠牲にしなが、行きすぎた利益を上げているとの見解について、どう考えるか。



- 我々が取り組んでいるのは、価格発見のために機能する市場を形成することだ。よく機能する市場が在れば、企業はより取引をし易くなるだろう。そのために必要なのは仲介者だ。仲介者は流動性のある市場を作るために一定の役割を果たす。そもそも、我々の制度では、誰も仲介者を通すことを義務付けられていない。企業は企業対企業で取引することもできれば、取引所を通じて取引することもできる。市場に投機があるかどうかは、これとは別の問題だ。この観点からは、ETSは他のコモディティ市場と同様に、過度の投機や市場操作を避けるような規制が行われなければならない。実は、炭素市場では、エネルギー市場や関連コモディティ市場よりも投機は起こっていない。投機への懸念は、適切な市場規制によって解決できるだろう。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)。
- 排出量取引市場には適切な規制が必要である。そうした上で、銀行やブローカーは、市場の流動性を保ち、価格変動リスクを回避する商品を提供する重要な意義を有している。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- 他の市場と同様に、市場における異なるプレーヤーを取り持つ仲介者としての銀行やブローカーは必要である。これらの仲介者は、時点間で炭素資金を融通することができ、市場参加者に計画的な行動を促すことができる。他の市場と同様に、制度の濫用を防止するために、金融部門の規制が必要であるという点は理解する。(ドイツ環境・自然・核安全省 デルク・バインライヒ氏)

問7: 国内排出量取引制度によって、海外のオフセットクレジットの購入が必要になり、それ故に国富の流出を招くという見解について、どう考えるか。



- EU-ETSでは、企業はEUAの代わりにCERを償却することで義務を果たすことができる。CERの方が安ければ、それは企業の利益になる。しかし、企業はそうすることを強制されない。我々は、国際クレジットを買いなさい、と言ったり、競争相手に補助金を出すようなことを強制したりはしない。各事業者が、義務達成のために何を買うかを選択するということだ。現在の海外クレジットに問題があることは認めざるを得ない。我々は正当な種類のクレジットの活用を認めて、途上国に正当なインセンティブを送らなければならない。我々は、5月に発表したコミュニケーションにおいて、産業ガスの回収破壊プロジェクト由来のクレジットへの係数の適用や、重要な競争相手である新興国の部門についてセクター別クレジットメカニズムへ移行すること等を提案している。(欧州委員会 ビッキー・ポラード氏)
- 海外オフセットの活用は、安価な対策オプションを提供するという点と、途上国における対策資金を提供するという点から重要である。国の削減約束のうちどれだけを海外オフセットで果たすことを許容するか、その際に民間企業の負担としてどの程度を見込むかは、重要な政策判断である。(英国DECC デイビット・キンダー氏)
- EU-ETSでは国際オフセットの活用を量的にも質的にも規制しており、少なくとも50%の削減はEU域内で行わなければならない。途上国の発展のパターンを変えずに、EUだけで気候変動を止めることはできないのだから、発展の程度が劣る国に幾らかの富を移転することは正しいと考える。途上国は低炭素的な発展の道筋を描くことができ、技術的にリーダーシップのある先進国にはビジネスチャンスが生まれる。(ドイツ環境・自然・核安全省 デイルク・バインライヒ氏)

EU-ETSの効果に関する分析の例① 欧州委, 2009年5月

- 各国の登録簿の情報によると、EU ETSに参加している産業からの温室効果ガスの排出は、2008年は前年に比べて3.06%減少した。欧州委員会が第二期に確保した6.5%の排出枠の削減により、2008年、EU ETSは実際に排出の変化をもたらした。

- ディマス環境委員(欧州委員会の環境担当のトップ)は以下のように述べた。

「3パーセントの削減は、部分的には、景気後退が始まる前の強力な炭素価格に対応して産業が排出削減対策をとったことによる。このことは、EUが正しく機能する排出量取引制度と、強力なキャップ、明確な価格シグナル、流動性のある市場を持ち、これらによって費用効果的に排出を削減することに役立っていることを確証するものである。このことは、他の国が類似の国内キャップアンドトレードを設立することを勇気づけるであろう。我々は、こうした他国の制度とEU ETSをリンクし、より強力な国際炭素市場を創造することを望んでいる。」

EU-ETSの効果に関する分析の例② 欧州委, 2010年5月

- 各国加盟国の登録簿からの情報によると、EU-ETS参加施設からの2009年の検証後の温室効果ガスの排出量は2008年比で11.6%減少した。
- 排出減は複数の要因に起因する。第一に経済危機の結果による経済活動減。第二に2009年を通じたガスの低価格により石炭よりもガスによる発電が魅力的となったこと。さらには、第二フェーズの炭素価格が企業の行動を変え排出を減らしたこと。

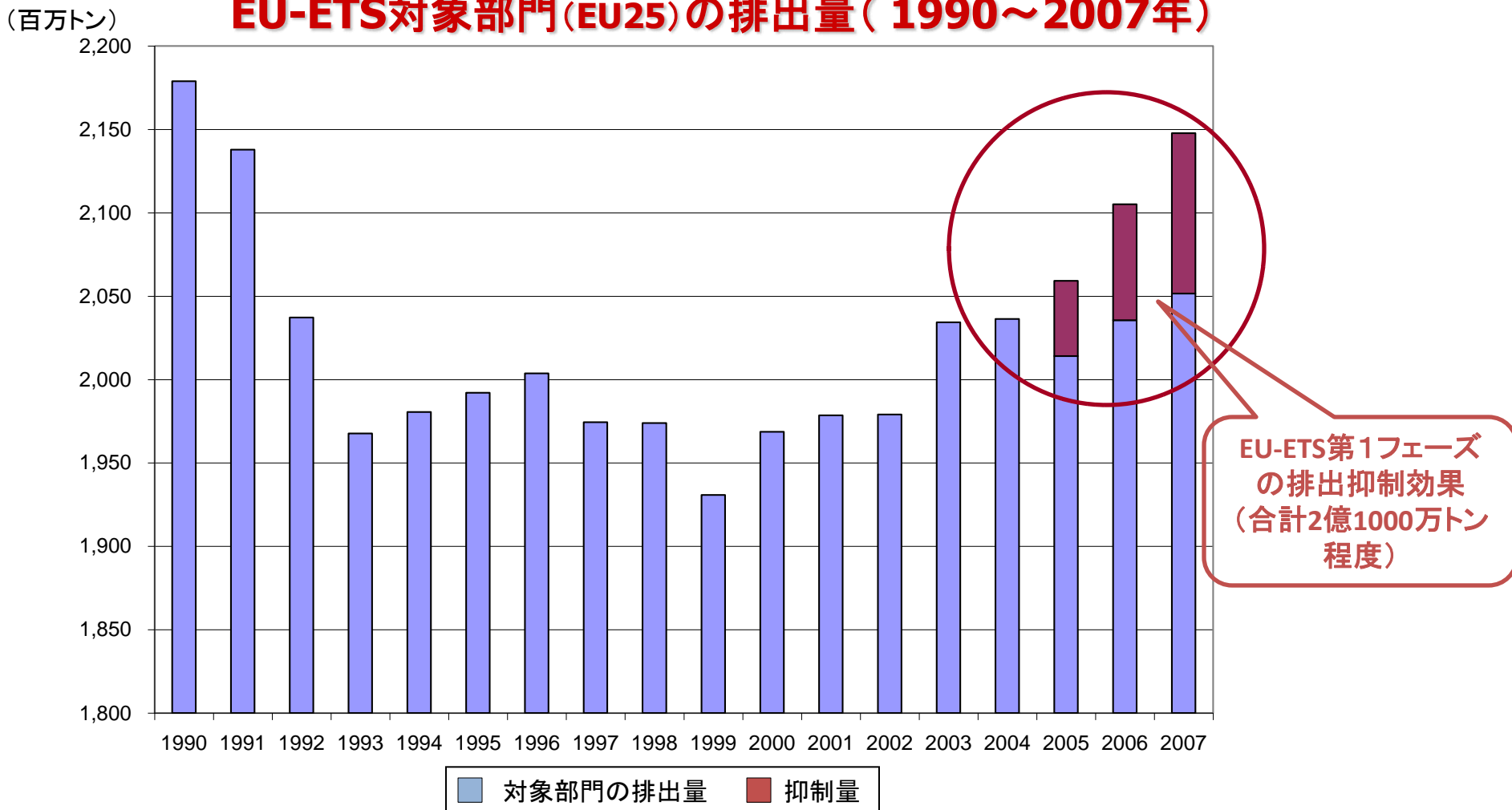
- ヘデゴーク気候行動担当欧州委員(気候変動担当のトップ)は以下のように述べた。

「経済危機によって排出量が大きく落ちこんだことは意外ではない。経済危機の下でも排出削減に機能する取引制度をEUは有している。我々は経済危機が炭素シグナルを相当に弱めていることを隠してはならない。炭素市場は、低炭素投資を推進するより強力な推進力に成り得るし、成らなければならない。」そして我々は、経済危機によって排出削減がより容易になったことも理解しなければならないし、それ自体はよいことである。しかしながら、そのことは、欧州産業が技術革新のために計画されていたほどは投資をしておらず、それが有望市場での将来のEUの競争力を阻害することも意味する。」

EU-ETSの効果に関する分析の例③ マサチューセッツ工科大学

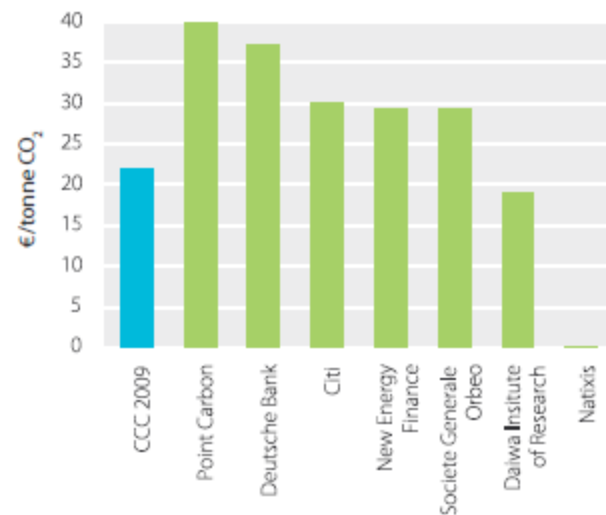
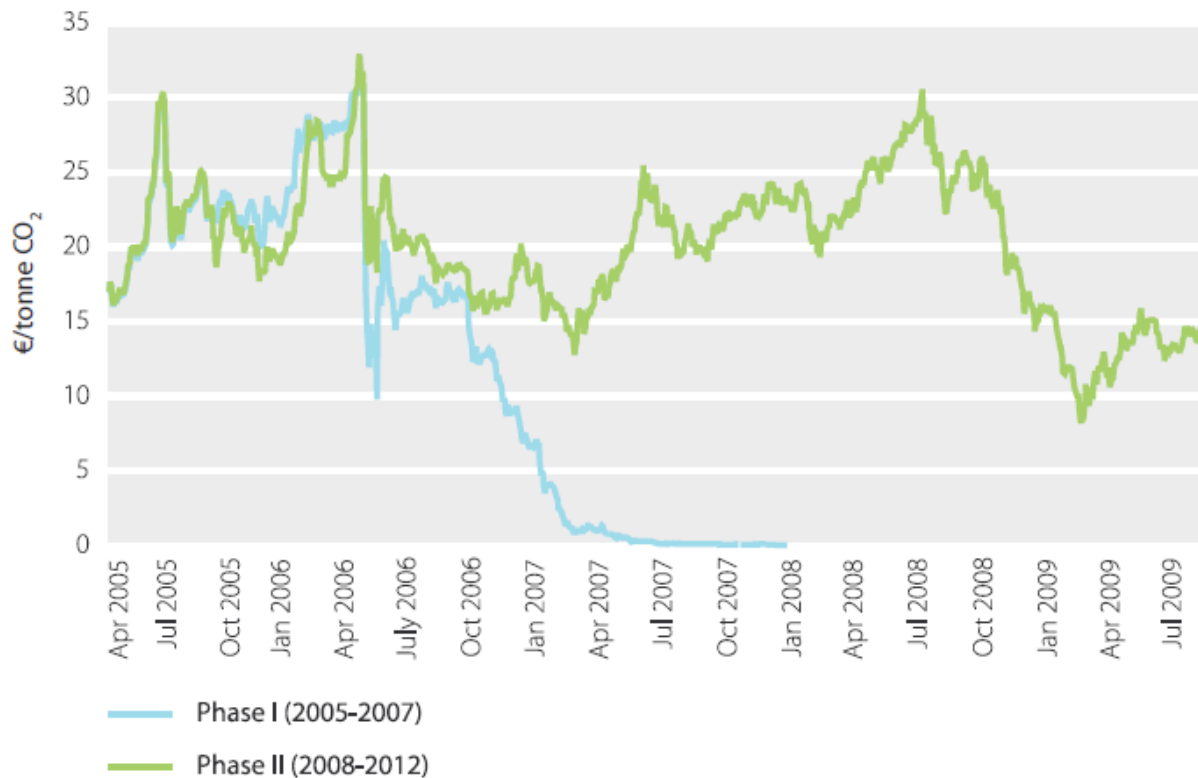
マサチューセッツ工科大学のエラーマン教授らの研究によると、EU-ETS第1フェーズでは、排出枠が過大に割り当てられたにもかかわらず、同制度がなかった時と比べて、EU25か国で2億1000万t-CO₂の排出増が回避された。

EU-ETS対象部門(EU25)の排出量(1990~2007年)



EU-ETSの効果に関する分析の例④ 英国CCC, 2009年10月

英国気候変動委員会報告書「Meeting Carbon Budgets – the need for a step change」では、EUA価格の変動、将来のEUA価格の予測等をレビューし、「最近数ヶ月の劇的な価格の下落は、炭素価格が低すぎることによりエネルギー集約型の産業が第二期、第三期に前進を見せるために必要な投資にインセンティブを与えられない危険をもたらす」と結論づけている。



Source: CCC modelling; Point Carbon (July 2009); Deutsche Bank (July 2009); Citi Investment Research and Analytics (July 2009); New Energy Finance (July 2009); Societe Generale Orbeo (May 2009); Daiwa Institute of Research (February 2009); Natixis (Chief Carbon Economist at Natixis E&I, July 2009).

Note: Inflation rate of 2% was assumed to adjust estimates to real 2008 prices. Point Carbon estimate is a probability weighted value for 2016.

EU-ETSの効果に関する分析の例⑤ Ecofys, 2009年12月

- Ecofysは、1990年から2008年までのEUの排出削減状況及び金融危機による最近の大幅な排出減等を勘案すると、長期目標の達成を目指すならば、EUの現在の目標である90年比20%削減は野心的とは言えず、より一層の意欲的な目標を掲げる必要があるとした。

※Ecofys:ヨーロッパの気候変動・再生可能エネルギー分野のシンクタンク

Ecofysの分析結果

- 1990年から2008年にかけて、EUの排出量は10.7%減少したが、
 - 1990年から95年にかけて、東欧諸国のEU加盟、東ドイツの旧式石炭火力の閉鎖、イギリスの天然ガス転換等が、5%の排出減に寄与した。
 - 1990年から2005年にかけて、再生可能エネルギー促進策、N2O削減、コージェネレーションの推進、廃棄物処理場のCH4回収、住宅暖房の省エネ化、代替フロン対策、乗用車対策、農業対策といったEU域内の環境政策が、2005年時点で7%の排出減に寄与した。
 - 経済危機は、2008年に0.5%の排出減に寄与。2009年の排出量は更に減少すると見られる。
- 経済危機で排出量が減少したことに加え、CDM/JI等の外部クレジットの値段も下がったため、国内対策は進まず、クレジットも余っており、次期に持ち越されると見られる。そのため、現在のEU-ETSは、十分な効果を得られるほど野心的ではない。
- 経済危機を含めた最近の排出量減少傾向を勘案すると、2050年に2007年比80%削減を目指すならば、EUの90年比20%削減目標は野心的とは言えない。共通ベースライン、限界削減費用、一人当たり排出量のいずれを取っても、少なくとも90年比30%削減を掲げる必要がある。 同じアプローチでは、米国は12%~15%、ロシアは53%~55%、日本は19%~24%の削減が求められる。豪州とNZは、LULUCFの算定によって、評価が大きく変わる。
- 途上国の目標値は、2020年までに全球気温を2°C以内に抑える15%~30%削減には十分ではないが、先進国の削減目標より、それに近づく可能性もある。最も意欲的なのはブラジル、中間がメキシコと韓国、評価が難しいのが中国とインドである。

EU-ETSの効果に関する分析の例⑥ 世界銀行, 2010年5月

EU-ETSの6つの成功(抄)

1. これまでのところEU-ETSは、排出量の削減という主たる目的の達成に成功している。
2. 欧州の電力会社は、炭素価格を完全に投資判断に統合させ、将来の電源構成にCCGT、高効率石炭火力、再生可能エネルギーといった低炭素技術を含めるようになった。
3. 低CO2排出技術へのシフトを促進させる炭素価格が長期的に存在することを保証している。
4. CDM/JIクレジットを遵守目的で使用可能としたことで世界の低炭素プロジェクトの開発を促進した。
5. 登録簿、会計方法、モニタリング・報告・検証制度といった制度インフラを作り上げた。
6. 参加国に差異があっても、多国間の排出量取引制度が構築可能であることを示し、温室効果ガスの排出削減のための世界的な取引体制に向けた実行可能なモデルを示している。

EU-ETSの4つの懸念(抄)

- I. EUA価格のボラティリティが高いことで低炭素／排出削減プロジェクトへの投資を妨げるとの懸念がある。第1フェーズでは、第2フェーズへの余剰EUAのバンキングが不可能であったために変動したが、第2フェーズでは、マクロ経済のファンダメンタルズを正しく反映している。そもそもEU-ETSを含むキャップ&トレード方式の排出量取引制度は、排出量を制限するものであり、固定価格を保証するものではない。
- II. 棚ぼた利益(windfall profit)が生じるようなEU-ETSに価値があるのかとの疑問も示されているが、より重要な疑問は排出総量制限により作り出された排出枠の価値がどのように使われたかである。EU-ETSが導入されなければ実現されなかったであろう排出削減が実現したということは、少なくとも収益の一部が建設的に排出削減投資に向けられたことを示している。
- III. 欧州産業界の企業がEU域外へ生産拠点を移転させることで炭素リーケージを引き起こすとの懸念がある。しかし、セメントや鉄鋼などの輸出入データ分析では、炭素リーケージは確認されなかった。炭素価格は、工業生産や立地を決定する多くの費用要因の一つにすぎないから、驚くには当たらない。
- IV. 企業に排出削減インセンティブを与えるレベルに炭素価格を維持するために、政府による市場介入を支持する声がある。しかし、外部介入は、逆に不確実性を増大させ、非生産的なものとなる。ボラティリティの緩和という限定された特定の目的のために、予測可能かつ定式的な介入を行うことは、検討に値する。

EU-ETSの国際競争力等への影響に関する分析の例①

“Ten (plus one) Insights from the EU Emissions Trading Scheme” Grubb, M., and Sato, M. (2009).

- 気候行動にかかる推定コストは小さい。さらにオークション収益を効果的に利用した場合は、経済への費用影響はより抑えられ、またはプラスの経済効果をもたらす可能性もある。競争力の問題は、マクロ経済的な影響は小さいが、特定のセクターレベル(ミクロレベル)で生じる可能性がある。
- セクターの国際競争力について、大部分のセクターでは、労働コストや原材料などその他の投入コストにおけるコスト格差の方が、炭素コストの国際的な差異よりもはるかに重要である。また、排出量取引の導入により生じる費用の不確実性は、エネルギーコストや為替の変動と比較すると小さい。経済理論上、全炭素コストを消費者に転嫁する方が、炭素集約型製品の消費を減らすというプライスシグナルを発信するため望ましいが、英国の研究によると、炭素コストの影響を受ける可能性が高い多くのセクターは、利益水準を維持するために炭素コストに応じて価格を引き上げることは少ない。
- どれくらいのセクターが炭素価格を転嫁可能か予測することは困難だが、EU-ETSの経験からは、炭素価格と製品価格の相関関係が多くの産業(電力、セメント、石油精製、化学、及び鉄鋼部門)で見られることが明らかになった。従って、炭素集約型の一部のセクターを除き、炭素コストが国際貿易に与える影響はほとんどない。
- EU-ETSが国際競争力に与える影響を直接的に評価するにはまだ早いですが、複数のEU加盟国が導入した炭素税による影響についての世界銀行の分析では、炭素排出量の規制によりEUでの生産量が減少したのはセメント部門のみであり、その他多くのセクターは、過剰な補償によりむしろアウトプットが増加したと結論づけている。このことは、EU-ETSにおける多くのセクターに対する過剰割当のパターンに一致している。
- しかし制度が強化されるにつれて、主要な6部門におけるコストの規模が、結果として生じる炭素リーケージと併せ、取引に何らかの影響を与える可能性がある。セメント及び鉄鋼部門のEU生産量に対するモデル分析では、EU排出量の全体的なリーケージが1%以上となる見込みはないが、セメント及び鉄鋼部門からのリーケージの割合はかなり高くなる可能性があると示唆している。

EU-ETSの国際競争力等への影響に関する分析の例②

"Pricing Carbon: The European Union Emissions Trading Scheme" Ellerman A.D. et. al. (2010)

- 制度導入による影響を事前に推計した結果とは異なり、2005～2006年の貿易統計を見る限りでは、EU-ETSの導入に伴う(国際取引の)変化は見られない。(もともと、第1フェーズは、排出枠の価格が初めて導入されてボラティリティも高かった点や、多くの設備が過剰な割当を受けた点など、分析になじまない側面もある。)

(参考)各国担当官等との意見交換

環境省では、これまで継続的、積極的に各国の担当官と面会し、排出量取引制度の実情等を聴取するとともに、意見交換を実施。平成22年3月以降の主なものを列記すれば以下のとおり。

○3月8日～12日 欧州調査

市場メカニズム室長以下で欧州委員会、ドイツ、オランダ、フランスを訪問、EU-ETSの担当官等と面会し、欧州制度の実状等について聴取、意見交換。

(3月8日) 欧州委員会 気候政策総局
国際炭素市場・航空・海運課長 Damien Meadows氏
ポリシーオフィサー Vicky Pollard氏
ベンチマーク担当調整官 Hans Bergman氏
国際交渉担当ポリシーオフィサー Paolo Caridi氏
MRV担当ポリシーオフィサー Tomas Velghe氏
ETS担当行政官 Anne Theo Sinen氏

(3月9日) Ecofys社※
マネージャー Kees van der Leun氏
シニアコンサルタント Marteen Neelis氏、 Bart Wesselink氏
Bram Borkent氏

※欧州委員会気候政策総局の委託を受けてベンチマークの設定方法を検討している。

(3月10日) オランダ環境省
Julia Williams-Jacobse氏、 Yoni Dekker氏

(3月11日) ドイツ環境・自然・核安全省
排出量取引課長 Dr. Dirk Weinreich氏
法務担当課長 Dr. Ingrid Hanhoff氏
ICAP アシスタントマネージャー Tobias Hausotter氏

(3月11日) ドイツ排出量取引庁
Christoph Kuhleis氏、 Frank Gagelmann氏

(3月12日) フランス・エコロジー省
炭素市場課長 Joffrey Celestin-Urbain氏

○3月16日・17日 日英ワークショップ

日英両国の共催で「カーボン・オフセットと排出量取引に関する日英ワークショップ」を都内で開催。ワークショップ後も、次の担当官と、各省庁も交えて非公式の意見交換。

英国エネルギー・気候変動省 排出量取引担当課長 David Kinder氏
英国エネルギー・気候変動省 上級政策アドバイザー Matt Coyne氏

○5月13日・6月14日 中央環境審議会 国内排出量取引制度小委員会

制度設計に向けた専門的な検討、論点整理を行っている国内排出量取引制度小委員会に欧米の排出量取引制度担当官等を招聘し、各国制度の実状についてヒアリング、意見交換を実施。

(5月13日)国内排出量取引制度小委員会(第2回)
国際排出量取引協会会長 Henry Derwent氏
(元英国環境・食料・農村地域省局長)

(6月14日)国内排出量取引制度小委員会(第7回)
欧州委員会 気候政策総局 ポリシーオフィサー Vicky Pollard氏
英国エネルギー・気候変動省 排出量取引担当課長 David Kinder氏
ドイツ環境・自然・核安全省 排出量取引課長 Dr. Dirk Weinreich氏
米国環境保護庁 気候経済室 Bella Tonkonogy氏

○6月15日・16日 ICAP東京会合

ICAP(国際炭素行動パートナーシップ)の東京会合が開催(1日目:公開セッション、2日目:非公開セッション)され、キャップ・アンド・トレードについての事例紹介、先行事例の成果等についての議論が行われた。環境省はオブザーバー参加であり、会合の合間に欧米地域等の担当官と意見交換。

- (欧州) 欧州委員会、英国、ドイツ、イタリア、オランダ、デンマーク、ノルウェー
- (米加) 米国、ブリティッシュコロンビア州、カリフォルニア州、ニューヨーク州
- (その他) オーストラリア、ニュージーランド、韓国

○6月18日 スウェーデン大使館主催ワークショップ

スウェーデン大使館主催で経済的手法に関するワークショップが開催され、北欧の担当官が来日。来日した担当官と公式・非公式に意見交換。

- スウェーデン財務省 税・関税局上級顧問 Suzanne Akerfeldt氏
- スウェーデン財務省 税制調査課上級事務官 Henrik Hammar氏
- デンマーク気候・エネルギー省
大臣特別補佐官 Stefan Kruger Nielsen氏
- ノルウェー財務省 局次長 Frode Finsas氏

○7月15日・16日 欧米担当官からのヒアリング

ロンドンで「炭素市場政策対話」が開催(英国政府主催)され、環境省から大臣官房審議官及び市場メカニズム室長が参加。その際、ドイツ及び英国の担当官からヒアリングを実施。

【ドイツ環境・自然・核安全省】

環境エネルギー部長 Franzjoef Schafhausen氏
排出量取引課長 Dr. Dirk Weinreich氏

【英国エネルギー・気候変動省(DECC)】

国際炭素市場課長 David Kinder氏

同時期、欧州委員会担当官と国際電話会議を実施。

【欧州委員会】

気候政策総局

国際炭素市場・航空・海運課長 Damien Meadows氏
ポリシー・オフィサー Vicky Pollard氏

また、米国担当官に国内最新状況を照会中。

【米国環境保護庁】

大気放射線管理室 上級政策分析官 Jim Ketcham-Colwill氏